

(第25号議案)

中野区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する  
条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

令和4年9月に起きた、送迎用バスへの園児の置き去り死亡事案等を受け、同年12月16日に「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第16号)が改正され、事業所における安全計画の策定及び、自動車を運行する場合の児童の所在確認に関する規定が追加された。

また、同日施行の民法改正により、児童虐待の防止等を図る観点から、子に対する親権者の懲戒権についての規定(第822条)が削除され、これに伴い児童福祉法第47条第3項に規定する懲戒権に関する規定も削除された。

このことから「中野区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」について、次の改正を行う。

2 新旧対照表

改正案	現行
目次 (略) 第1章 (略) 第2章 指定福祉型障害児入所施設 第1節・第2節 (略) 第3節 運営に関する基準 第7条～第39条 (略) <u>(安全計画の策定等)</u>	目次 (略) 第1章 (略) 第2章 指定福祉型障害児入所施設 第1節・第2節 (略) 第3節 運営に関する基準 第7条～第39条 (略)
<u>第39条の2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u>	
<u>2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者</u>	

に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第39条の3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

第40条～第44条 (略)

第45条 削除

第46条～第53条 (略)

第3章・第4章 (略)

附則 (略)

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第45条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第39条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とする。

第40条～第44条 (略)

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第45条 管理者は、障害児に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

第46条～第53条 (略)

第3章・第4章 (略)

附則 (略)